令和３年大和町議会９月定例会議会議録

令和３年９月１３日（月曜日）

応招議員（１８名）

１番	宍　戸　一　博　君	１０番	渡　辺　良　雄　君
２番	児　玉　金兵衞　君	１１番	千　坂　裕　春　君
３番	佐々木　久　夫　君	１２番	門　間　浩　宇　君
４番	佐　藤　昇　一　君	１３番	藤　巻　博　史　君
５番	今　野　信　一　君	１４番	堀　籠　日出子　君
６番	犬　飼　克　子　君	１５番	馬　場　久　雄　君
７番	馬　場　良　勝　君	１６番	大須賀　　　啓　君
８番	千　坂　博　行　君	１７番	槻　田　雅　之　君
９番	今　野　善　行　君	１８番	髙　平　聡　雄　君

出席議員（１８名）

１番	宍　戸　一　博　君	１０番	渡　辺　良　雄　君
２番	児　玉　金兵衛　君	１１番	千　坂　裕　春　君
３番	佐々木　久　夫　君	１２番	門　間　浩　宇　君
４番	佐　藤　昇　一　君	１３番	藤　巻　博　史　君
５番	今　野　信　一　君	１４番	堀　籠　日出子　君
６番	犬　飼　克　子　君	１５番	馬　場　久　雄　君
７番	馬　場　良　勝　君	１６番	大須賀　　啓　君
８番	千　坂　博　行　君	１７番	槻　田　雅　之　君
９番	今　野　善　行　君	１８番	髙　平　聡　雄　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町　　　長	浅　野　　　元　君	町民生活課長	阿　部　昭　子　君
副　町　長	浅　野　喜　高　君	福　祉　課　長	蜂　谷　祐　士　君
教　育　長	上　野　忠　弘　君	上下水道課長	蜂　谷　俊　一　君
代表監査委員	櫻　井　貴　子　君	会計管理者 兼会計課長	吉　川　裕　幸　君
総　務　課　長	千　葉　正　義　君	教育総務課長	文　屋　隆　義　君
財　政　課　長	菊　地　康　弘　君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻　井　修　一	次　　　長 兼議事庶務 係　　　長	相　澤　敏　晴
主　　　事	浅　野　真　琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前１０時０１分　　開　　議

議　　長　（髙平聡雄君）

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１「会議録署名議員の指名」

議　　長　（髙平聡雄君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、８番千坂博行君、９番今野善行君を指名します。

なお、暑い方は上着を取っていただいて結構です。

日程第　２「認定第　２号　令和２年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第　３「認定第　３号　令和２年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第　４「認定第　４号　令和２年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第　５「認定第　５号　令和２年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第　６「認定第　６号　令和２年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第　７「認定第　７号　令和２年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第　８「認定第　８号　令和２年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第　９「認定第　９号　令和２年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第１０「認定第１０号　令和２年度大和町農業集落排水事業特別会計

歳入歳出決算の認定について」

日程第１１「認定第１１号　令和２年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第１２「認定第１２号　令和２年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議　　長　（髙平聡雄君）

日程第２、認定第２号　令和２年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、認定第12号　令和２年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長　（阿部昭子君）

おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案書33ページをお開きください。

認定第２号になります。

令和２年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第３項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の承認をお願いするものであります。

決算書につきましては、208ページからになります。

決算書の214、15ページをお開きください。

歳入であります。

１款１項国民健康保険税であります。１目と２目でありますが、全体での調定額は５億2,871万6,705円となっております。

収入済額は４億5,044万7,991円で、収納率は約85.2％となっております。

２年度の現年度分の徴収につきましては、95.91％になります。滞納繰越分につきましては、１目と２目を合わせまして37.43％になります。

決算書216ページから223ページになります。

２款１項１目督促手数料になります。調定どおり収入済みとなっております。

３款１項１目国庫補助金につきましては、社会保障税番号制度システム整備に係ります補助金及び福島原発避難者と台風19号の被災者に係る災害等臨時特例補助金

になります。こちらも調定どおりの収入済みとなっております。

４款１項１目保険給付費等交付金につきましては、こちらも調定どおりの収入となっております。

５款１項１目につきましては、国保財政調整基金の利子になります。

６款から８款につきましては、繰入金、繰越金、預金利子、被保険者返納金になり、全て調定どおりの収入となっております。

歳出になります。

決算書224、225ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書は、123ページから125ページになります。

１款１項１目は一般管理費になります。人件費を除いて説明させていただきます。

１節につきましては、事務補助のパートタイム会計年度任用職員の報酬になります。８節につきましては、そのパートタイム会計年度任用職員旅費になります。10節につきましては、事務用品、コピー代、参考図書代、届出書や保険証、予算・決算書等の印刷代になります。11節につきましては、郵送料になります。12節につきましては、オンライン資格確認等システム導入に係る改修、保険者事務共同電算処理、レセプト点検業務等の業務委託料になります。

２目国民健康保険団体連合会負担金につきましては、国保連の運営に要する町村割の負担金になります。

決算書226、227ページをお願いいたします。

２項１目賦課徴収費につきましては、国保税の徴収事務に要した経費になります。

10節につきましては、事務用品や納税通知書の印刷代になります。11節につきましては、郵送料やコンビニ納付、口座振替に係る手数料になります。

３項１目につきましては、国保運営協議会に要した経費で、４回開催しております。１節につきましては、９名の国保運営協議会委員の報酬になります。８節につきましては、同じく委員の費用弁償になります。10節につきましては、コピー代、参考図書代、会議時お茶代になります。11節につきましては、通知等の郵送代になります。

４項１目趣旨普及費になります。10節につきましては、事務用品や国保制度等周知啓発用パンフレット等の経費になります。11節につきましては、医療費やジェネリック差額通知等の郵送代になります。

226ページから229ページになります。

２款１項１目から４目の療養費は、本町の医療費分の公費分の負担金になります。

５目の審査手数料につきましては、国保連へのレセプトの審査手数料になります。

決算書228ページから231ページになります。

２項１目から４目の高額療養費につきましては、被保険者及び国保連への支払いを行いました高額療養費になります。

３項の移送費につきましては、医療機関へ移送された際に要した経費となります。

230ページから235ページになります。

４項の出産育児諸費につきましては、17件の出産に対しましての負担金と支払い事務に係る委託料となります。

５項葬祭費につきましては、23件の負担金となります。

３款につきましては、国保事業の県単位化による町の各負担金になります。

234ページから237ページになります。

４款は退職者医療費適正化に伴う拠出金になります。

５款１項１目保健衛生普及費につきましては、各種集団健診や健康教室等に要した費用になります。７節につきましては、健診結果説明会等の看護師、保健師等の賃金になります。10節につきましては、健康指導用パンフレット代等になります。27節につきましては、各種健診助成に対する繰出金になります。

２項特定健康診査等事業費につきましては、国保加入者の40歳から74歳までの方の特定健康診査と特定保健指導に要しました経費となります。受診者は、特定健康診査は1,800人で、受診率は49.6％でした。特定保健指導の利用者は171人で、利用率は57.19％でした。１節につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬になります。７節につきましては、保健指導の動機づけサポート事業に係ります保健師や栄養士、運動療法士等の謝金や、保健事業への参加者への記念品代です。10節につきましては、事務用品、健康診断パンフレット、特定健診の通知書や送付用及び返信用の封筒の印刷代になります。11節につきましては、通知書等の郵送料になります。12節につきましては、特定健康診査、特定保健指導等業務に係る委託料になります。

238ページ、239ページをお願いいたします。

17節につきましては、マルチマーカーバックアップ用のセキュリティー用ＵＳＢメモリー代になります。

６款１項１目財政調整基金積立金につきましては、基金の利子になります。

228ページから241ページをお願いいたします。

７款の諸支出金につきましては、過年度の国保税の還付及び還付加算金、令和元

年度保険給付費等交付金等の精算による返還金になります。

８款１項１目の予備費につきましては、先ほどご説明いたしました２款３項１目一般被保険者移送費に21万7,000円を充用いたしました。

242ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書になります。

歳入総額は22億5,192万4,000円になります。歳出総額は21億8,784万9,000円になります。歳入歳出差引額は6,407万5,000円となります。

基金繰入額は3,300万円です。

なお、決算年度末国保会計財政調整基金の残額につきましては２億4,488万6,000円となります。

以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（髙平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長　（蜂谷祐士君）

続きまして、議案書34ページをお願いいたします。

認定第３号　令和２年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第３項の規定により、令和２年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

決算書でございますが、243ページからとなります。

初めに、決算書247、248ページをお願いいたします。

１款保険料１項１目第１号被保険者保険料でございます。歳入済額４億8,011万7,925円となりまして、調定対比97.95％となっております。歳入未済額につきましては、滞納繰越分含めまして726万9,063円となっております。

次に、２款使用料及び手数料１項１目につきましては、督促手数料でございます。

３款国庫支出金１項１目介護保険給付費は、介護給付費の法定負担分の国庫負担金でございます。

249、250ページをお願いいたします。

２項１目調整交付金は、介護給付費の法定負担分の交付金額でございます。

２目地域支援事業交付金は、介護予防事業に係る交付金でございます。

３目保険者機能強化推進交付金並びに４目保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取組に対する国からの交付金でございます。

５目介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修に要します補助金でございます。

６目災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症対応分として保険料を減免した分に対する国からの補助金でございます。

251、252ページをお願いいたします。

４款支払基金交付金につきましては、１項１目介護給付費負担金及び２目地域支援事業支援交付金は、介護給付費及び地域支援事業の法定負担分の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

５款県支出金、１項１目介護給付費負担金は、介護給付費の法定負担分の県の負担金でございます。

253ページ、254ページをお願いいたします。

３項１目地域支援事業交付金は、介護予防事業及び包括的支援事業総合相談事業に係ります県補助金でございます。

６款財産収入１項１目利子及び配当金は、財政調整基金からの利子でございます。

７款繰入金１項１目一般会計繰入金の１節は介護給付の12.5％相当分の法定繰入金でございます。２節は職員給付等の繰入金でございます。３節は事務費分の繰入金でございます。４節は地域支援事業の介護予防事業に係ります繰入金でございます。

255ページ、256ページをお願いいたします。

５節は低所得者の保険料減免に係ります繰入金でございます。

２項１目財政調整基金繰入金は、介護保険料財政調整基金積立金より運営費として取り崩した繰入金でございます。

８款１項１目繰越金につきましては、令和元年度からの繰越金でございます。

９款諸収入でございます。１項１目につきましては第１号被保険者の延滞金でございます。

257、258ページをお願いいたします。

２項１目につきましては、特別会計の預金利子でございます。

３項４目雑入でございますが、グループホームすずらんに係ります建物貸付金、

公用車廃車による重量税の還付金並びに損害共済保険料払戻金、任意事業の配食サービス等の利用者負担分、介護予防サービスプラン作成に係ります収入、健康貯筋友の会の参加費の収入でございます。

次に269、260ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、126ページからご参照をお願いしたいと思います。

歳出でございます。

１款総務費１項１目一般管理費でございますが、介護保険事業運営に要しました人件費、事務費、維持運営費等でございます。２節、３節、４節は事務職員３人分の人件費でございます。10節は事務用品、プリンタートナーカートリッジ等の消耗品、介護保険証等の印刷製本費でございます。11節は通信一般費の郵便後納料、国保連合会への介護給付通知作成処理の手数料、グループホームすずらんに係ります火災保険料でございます。12節は介護保険事務処理システム保守料及び制度改正に伴いますシステム改修業務に要した費用でございます。13節はグループホームすずらんに係る土地借り上げ料でございます。14節はグループホームすずらんの屋根等修繕工事費でございます。18節は認知症の人と家族の会宮城県支部への負担金及び国保連との高速回線に係るライセンス更新料としての負担金でございます。

261ページ、262ページをお願いします。

24節は介護保険財政調整基金へ利子分の積立てを行ったものでございます。

２項１目賦課徴収費でございます。10節は事務用品の消耗品、保険料納入通知書等の印刷製本費でございます。11節は通知書の郵送料及び口座振替、コンビニ収納事務に要した手数料でございます。

３項１目認定調査等費の７節及び８節は介護認定調査に係ります調査員８名分の報償費及び費用弁償でございます。10節は事務用品、コピー代等の消耗品、公用車２台分の燃料費、主治医意見書の印刷製本費、公用車のドアミラー修繕に要した費用でございます。11節は電話料金、郵便料金としての通信運搬費のほか主治医の意見書作成に係ります手数料、公用車の保険料等に要した費用でございます。12節は県外居住の方、施設入所の方、要介護認定調査をする場合の委託料でございますが、令和２年度につきましては暫定的な認定の処理を行ったために委託支出分がなかったものでございます。13節は認定調査に係ります駐車場使用料でございます。18節は介護認定審査会の運営経費といたしまして、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。

263、264ページをお願いいたします。

４項１目計画策定委員会費の１節及び８節並びに10節につきましては、介護保険運営委員会委員への報酬、費用弁償及び運営委員会開催に係りますお茶代に要した費用でございます。12節は高齢者福祉計画及び第８期介護保険事業計画作成に係ります委託料でございます。

２款保険給付費は、介護サービスの実績に基づく給付費負担金でございます。

１項１目居宅介護サービス給付等費は、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等の居宅介護費及び住宅改修費・福祉用具に係ります給付費負担金でございます。

２目施設介護サービス給付等費は、介護保険福祉施設、介護老人保健施設等への給付費負担金でございます。

３目居宅介護サービス計画等費は、ケアプラン作成等に伴います給付費負担金でございます。

265、266ページをお願いいたします。

４目地域密着型介護サービス給付等費は、グループホーム及び通所サービスに係ります給付費負担金でございます。

２項１目高額介護サービス等費11節は郵便料及び高額介護サービス支給処理に係ります国保連合への支出手数料でございます。18節は高額介護サービスの給付費負担金でございます。

２目高額医療合算介護サービス費は、高額医療費、介護サービスの個人負担が一定の割合を超えた方に給付費の負担を行ったものでございます。

267、268ページをお願いいたします。

３項１目介護予防サービス給付等費及び２目介護予防サービス計画給付等費の18節は要介護認定の要支援１、２の方への介護予防サービスに係る給付費負担金でございます。

４項１目特定入所者介護サービス等費の18節は特定入所者介護等の給付費で、入所者の居住費、食料に係ります給付費の負担金でございます。

５項１目審査支払手数料11節は介護給付費の審査手数料でございます。

269、270ページをお願いいたします。

３款１項１目第１号被保険者還付加算金の22節は第１号被保険者への還付金でございます。

２目償還金の22節につきましては、令和元年度介護給付費負担金及び地域支援事業支援交付金の交付額の確定に伴います国・県社会保険診療報酬支払基金への償還

でございます。

４款地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費に要しました費用でございます。

１項１目介護予防・生活支援サービス事業費の12節はからだ元気教室に係ります業務委託料でございます。18節は介護予防、訪問介護、通所介護サービスに係ります給付費でございます。

２目介護予防ケアマネジメント事業費の12節、18節は、介護予防支援に係ります介護予防ケアマネジメント事業の委託料及び給付費の負担金でございます。

271、272ページをお願いいたします。

２項１目一般介護予防事業費は、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業に要しました費用でございます。７節は各行政区の活き生きサロンにおける介護予防出前講座の講師謝礼、健康貯筋友の会の運動指導者への謝金でございます。８節は健康貯筋友の会の准看護師の費用弁償でございます。10節は健康貯筋友の会事業に伴います事務用品の消耗品でございます。

３項１目総合相談支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう相談、実態把握等に要する業務科目でございますが、包括支援センターへの委託業務にも含まれております、福祉課で令和２年度で受付いたしました相談及び支援でございますが、支出費用につきましては、２年度分はございませんでした。

３項２目権利擁護事業費につきましては、困難な状況にある高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう専門的、継続的な視点から高齢者の権利擁護の必要な支援に要する費用でございます。７節は高齢者虐待防止等に対応するための弁護士等の謝礼等でございます。10節は権利擁護研修事業に伴います事務用品等の消耗品でございますが、２年度は支出がございませんでした。12節は高齢者障害者虐待対応連絡協議会への業務委託料でございます。

３目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の２節から４節は保健師３名、社会福祉士１名の専門職４名の人件費でございます。地域包括支援センターと連携、調整し、ケアマネジメント支援事業に要した費用でございます。

273、274ページをお願いいたします。

10節、11節につきましてはコピー料金等の消耗品、公用車に係る手数料等でございましたが、令和２年度につきましては支出はゼロでございました。12節は地域包括支援センター運営業務に係ります委託料でございます。13節につきましては包括

支援センターシステムハードウエアの賃貸料でございます。

４目生活支援体制整備事業費の７節は生活支援体制に係る研修会を町内５か所で区長、民生委員、ボランティア等の推進員の参加の下開催しましたが、大和町社会福祉協議会との合同開催であり、講師謝礼の執行はなかったものでございます。10節は事務用品等の消耗品費、生活支援体制整備事業に係るコピー料金でございます。12節は社会福祉協議会への生活支援コーディネーター事業の委託料でございます。

５目認知症総合支援事業費の７節は認知症サポーターフォローアップ研修開催に係ります講師謝礼でございます。10節は事務用品等の消耗品費、まほろばカフェオープンによる菓子代、高齢者の生活お役立ちガイドを増設した印刷製本費等でございます。

４項１目任意事業費につきましては、配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業等に要した費用でございます。７節は、あんしんコールセンター協力員、お元気訪問員への謝金でございます。

275ページ、276ページをお願いいたします。

10節は認知症サポーター養成講座資料代でございます。11節は独り暮らし高齢者へのコール機器の設置、撤去手数料に要した費用でございます。12節は配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業機器保守点検に係ります業務委託料でございます。13節はあんしんコール機器借り上げ料でございます。

５項その他の諸費１目支払審査手数料の11節は国保団体連合会への審査手数料でございます。

277ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額22億3,813万3,000円、歳出総額22億821万3,000円、歳入歳出差引額2,992万円、実質収支額2,992万円でございます。

実質収支のうち地方自治法第233条の２項の規定によりまして、基金繰入金を1,500万円としたところでございます。

参考に419ページをお願いいたします。

決算年度末におけます介護保険事業勘定特別会計の財政調整基金の残額は、表の一番下でございますが、１億4,317万5,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（髙平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長　（菊地康弘君）

続きまして、議案書の35ページをお願いいたします。

認定第４号　令和２年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては282ページでご説明をさせていただきます。成果に関する説明書につきましては134ページをお願いいたします。

それでは、決算書の282ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

１款１項１目財産貸付収入の１節につきましては、宮床生産森林組合、難波山菜生産研究所及び東北電力等からの収入でございます。

２目利子及び配当金につきましては、財産造成基金の利子でございます。

２款繰入金は、財源調整のため基金から繰入れでございます。

３款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

284ページをお願いいたします。

４款１項１目預金利子につきましては、歳計現金の利子でございます。

２項１目雑入についてはございませんでした。

歳入合計、予算現額1,323万2,000円、収入済額1,321万3,697円であります。

286ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

１款管理会費につきましては、管理委員７名に要する費用でございまして、１節は７名分の委員報酬、８節は管理会及び協議会の費用弁償でございます。９節は会長交際費でございます。

２款１項１目一般管理費の10節につきましては、お茶代のほか予算書及び決算書の印刷代、電気料でございます。11節はございませんでした。12節は用務員業務に係る委託料でございます。

２目の財産管理費の12節につきましては、作業道刈払い及び森林管理巡視業務の委託料であります。18節につきましては町林業地域振興協議会、県水源林造林協議会への負担金でございます。

３目諸費の18節は３財産区で組織する財産区連絡協議会への負担金でございます。

288ページをお願いいたします。

27節につきましては一般会計への繰出金で、成果に関する説明書134ページに記載しております各種団体に繰り出したものでございます。

３款予備費はございませんでした。

以上、歳出合計、予算現額1,323万2,000円、支出済額1,195万7,797円であります。

290ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,321万3,000円、歳出総額1,195万8,000円、翌年度への繰り越しする財源はございませんので、３の歳入歳出差引額と５の実質収支額はともに125万5,000円でございます。

宮床財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の36ページをお願いいたします。

認定第５号　令和２年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては、295ページでご説明させていただきます。成果に関する説明書につきましては、135ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

１款１項１目総務費県補助金につきましては、檀ノ下地区直営造林地での保育間伐及び作業道修繕に対する補助金でございます。

２款１項１目財産貸付収入につきましては、吉田愛林公益会及び東北電力柱の貸付けに伴います収入であります。

２目利子及び配当金は、財産造成基金の利子でございます。

２項１目の不動産売払収入の１節及び２節は収入がございませんでした。

297ページをお願いいたします。

３款繰入金につきましては、財源調整のため財産造成基金から繰入れを行ったものでございます。

４款繰越金は、前年度からの繰越金です。

５款１項１目森林研究・整備機構支出金につきましては、檀ノ下地区の保育間伐に対し交付されたものでございます。

２項１目預金利子につきましては、歳計現金の利子であります。

３項１目雑入につきましては、収入がございませんでした。

歳入合計は、予算現額771万7,000円、収入済額771万5,521円であります。

299ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

１款管理会費につきましては、管理委員７名に要する費用でございまして、１節は管理委員の報酬でございます。８節は管理会及び協議会の費用弁償、９節は会長交際費でございます。

２款１項１目一般管理費の10節はお茶代のほか予算書・決算書の印刷代であります。11節は支出がございませんでした。

２目財産管理費、12節は檀ノ下の保育間伐でございます。14節は宮城県の補助を受け檀ノ下作業道補修工事を行ったものであります。18節は町林業地域振興協議会、県水源林造林協議会への負担金でございます。

３目森林研究・整備機構分収・造林管理費の12節は森林整備センターの補助を受け檀ノ下の保育間伐であります。

301ページをお願いいたします。

４目諸費につきましては、18節は財産区連絡協議会への負担金です。27節は説明書135ページに記載しております団体に助成のため、一般会計繰出しを行い地域団体へ助成を行ったものでございます。

３款予備費はございませんでした。

以上、歳出合計、予算現額771万7,000円、支出済額743万6,560円であります。

303ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額771万5,000円、歳出総額743万7,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、３の歳入歳出差引額及び５の実質収支額はそれぞれ27万8,000円でございます。

吉田財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書37ページをお願いいたします。

認定第６号　令和２年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては308ページでご説明させていただきます。成果に関する説明書につきましては136ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

１款１項１目財産貸付収入につきましては、相川、報恩寺、松坂地区の貸付料収入と、ＮＴＴ柱の占用に係る収入でございます。

２目利子及び配当金は、財産造成基金の利子でございます。

２款繰入金は、財源調整のため基金からの繰入れを行ったものであります。

３款繰越金は、前年度からの繰越金であります。

310ページをお願いいたします。

４款１項１目預金利子は、歳計現金の利子でございます。

２項１目雑入につきましては、収入がございませんでした。

歳入合計、予算現額457万6,000円、収入済額457万4,831円であります。

312ページをお願いいたします。

歳出でございます。

１款管理会費につきましては管理委員７名に要した費用でございまして、１節は管理委員７名に要した費用であります。８節は管理会及び協議会の費用弁償です。10節は会長交際費であります。

２款１項１目一般管理費につきましては、10節につきましてはお茶代のほか予算書・決算書の印刷代、11節は支出がございませんでした。

２目財産管理費は支出がございませんでした。

３目諸費の18節は財産区連絡協議会への負担金でございます。17節は、説明書136ページに記載しております団体に対するための助成のため、一般会計へ繰出しを行い地域団体への助成を行ったものでございます。

314ページをお願いいたします。

歳出合計、予算現額457万6,000円、支出済額348万3,607円であります。

316ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額457万4,000円、歳出総額348万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入歳出差引額と実質収支額はそれぞれ109万1,000円でございます。

落合財産区特別会計は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（馬場久雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長　（文屋隆義君）

それでは、議案書38ページになります。

認定第７号　令和２年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第３項の規定により、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

恐れ入ります、決算書の321ページ、322ページをお願いいたします。あわせまして、成果に関する説明書につきましては137ページになります。

初めに、歳入でございます。

１款１項１目利子及び配当金の１節は基金の利子分でございます。

２款１項１目教育費寄附金及び３款１項１目奨学事業基金繰入金はございませんでした。

４款１項１目繰越金の１節は、前年度からの繰越金でございます。

323、324ページをお願いいたします。

５款１項１目町預金利子の１節につきましては、歳計現金の利子となっております。

２項１目奨学費貸付金元利収入の１節につきましては、貸付けを行いました奨学金の償還金で、49名からの返還をいただいたものとなっております。なお、収入未済額は78万5,500円となっており、未納者は６名でございます。未納者とは定期的に連絡を取り督促を行っており、引き続き未納額の減少に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、325、326ページをお願いいたします。

歳出となります。

１款１項１目事業費の20節は大学生７名、高校生１名に対して奨学金の貸付けを行ったものでございます。なお、貸付金は大学生が月額３万円、高校生が月額１万5,000円となっております。

次に、２目事務費でございます。１節及び８節につきましては、奨学事業審議会開催における委員の報酬及び費用弁償でございます。10節は予算書・決算書の印刷代でございます。11節は郵便料金でございます。24節につきましては奨学事業基金へ積立てを行ったものでございます。

次に、327ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額879万5,000円、歳出総額815万4,000円、差引額が64万1,000円となり、５の実質収支額につきましても同額となっているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（髙平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長　（阿部昭子君）

続きまして、議案書39ページをお開きください。

認定第８号になります。令和２年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第３項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものであります。

決算書につきましては328ページから342ページになります。

決算書の332、333ページをお開きください。

歳入であります。

１款１項後期高齢者医療保険料になります。１目特別徴収分につきましては、調定どおりの収入でありました。２目普通徴収につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせまして徴収率は96.69％となります。

２款使用料及び手数料につきましては、督促手数料になります。

332から335ページをお願いいたします。

３款繰入金につきましては、一般会計繰入金で、事務費や人件費のほか保険料の軽減分に係る繰入金でございます。

４款繰越金につきましては、前年度からの繰越金になります。

５款２項１目保険料還付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合からの保険料の還付金になります。

決算書336ページから337ページをお願いいたします。

同じく、３項１目につきましては、預金利子となります。

同じく、４項１目受託事業収入は、県後期高齢者医療広域連合からの健康診査業務受託料になります。828名が受診しております。

歳出になります。

決算書338，339ページをお開きください。主要な施策の成果に関する説明書につきましては138ページになります。

１款１項１目一般管理費は、後期高齢者医療の会計事務に要した経費になります。人件費を除いてご説明いたします。10節につきましては事務用品、コピー代、参考図書代、特別会計の予算決算書の印刷代になります。11節につきましては郵送料になります。12節につきましては後期高齢者健康診査の委託料等になります。

同じく、２項１目徴収費につきましては、保険料の徴収事務に要した経費になります。10節につきましては保険料の通知書及び通知書送付に係る封筒等の印刷代になります。11節につきましては郵送料になります。

決算書338から341ページになります。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への保険料の納付金と保険基盤安定負担金になります。

３款１項１目保険料還付金につきましては、年度途中で保険料に変更があった等の方への還付金になります。

決算書342ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額２億3,815万円、歳出総額２億3,247万8,000円でございまして、歳入歳出差引額と実質収支額が同額の567万2,000円となります。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議　　長　（髙平聡雄君）

暫時休憩します。

再開は午前11時10分とします。

午前１０時５８分　　休　憩

午前１１時１０分　　再　開

議　　長　（髙平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長　（蜂谷俊一君）

引き続き、よろしくお願いします。

議案書40ページをお願いします。

認定第９号　令和２年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法の第233条第３項の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものであります。

決算書343ページ以降で説明させていただきます。事業の実施概要は、成果に関する説明書139ページ以降になりますので併せてご参照願います。

決算書347ページ、事項別明細書。

歳入であります。

１款分担金及び負担金、１項１目下水道事業負担金１節は収入済額８万9,550円で、調定額どおりの収納となっております。２節は収入済額９万1,720円。３節は宮城県環境事業公社からの管理負担金であります。４節は地方公営企業適用支援事業に対する農業集落排水事業及び戸別合併処理浄化槽事業からの負担金であります。

２款使用料及び手数料１項１目下水道使用料１節は収入済額４億5,198万3,056円で、収納率は99.6％。２節収入済額173万7,873円で、収納率は38％となっております。

２目土木使用料１節は公共道下水道雨水施設道下排水路の占用料であります。

349ページをお願いします。

２項手数料１目下水道手数料は、排水設備責任技術者登録手数料等で、調定額どおりの収入となっております。

３款国庫支出金１項１目下水道費国庫補助金でありますが、繰越明許事業費見合いの２分の１について収入未済額を除きます補助金が収入済みとなっております。

続きまして、２款繰入金、５款繰越金、351ページの６款諸収入１項町預金利子及び項雑入については調定どおりの収入済額となっております。

７款町債１項１目下水道債１節から３節につきましても、調定どおりの収入となってございます。

次に、353ページ。

歳出であります。

１款土木費１項１目一般管理費につきましては、下水道の管理経費のほか使用料金等の賦課徴収、水質規制、下水道施設の維持管理に要したものであります。人件費を除きまして説明させていただきます。

７節は公共下水道雨水施設の道下排水路の支障木伐採に伴うもの、８節は県下水道公社主催の主幹課長研修会の中止及びマンホールポンプ更新工事に伴う工場検査の中止、いずれもコロナ感染症に伴うもので支出がなかったものでございます。10節はマンホールポンプの電気料、修繕料など。11節はマンホールポンプ管理用電話の使用料、水道事業への調定件数に伴う調定手数料及び汚水管等清掃手数料であります。12節は料金算定業務、メーター検針業務の水道事業への委託料及び流域下水道への接続点17か所と特定事業所24か所の水質検査委託料、その他マンホールポンプの保守点検、清掃委託に要した費用であります。13節は下柴崎地内のマンホールポンプ場の土地借り上げ料。15節はマンホールふた及びマンホールポンプ場の通信装置機器並びに公共ますの防護ハット等の購入に要したもの。

355ページになります。

18節は吉田川流域下水道と仙台市、大衡村への下水道施設維持管理負担金。26節は消費税及び地方消費税であります。

２項１目建設費であります。公共下水道補助事業分と町単独事業分及び流域下水道等への建設負担金が主なものでございます。８節は土木職員等研修のバス等を予定しておりましたが、コロナ感染症対策に伴い研修がなかったものでございます。10節は事業に係る消耗品費であります。12節については下水道のストックマネジメント実施方針策定業務のほか、元年度から繰り越しておりました流域関連公共下水道全体計画及び事業計画の変更業務完成に伴うもの。13節は積算システムのシステム利用料であります。14節につきましては単独事業として鶴巣小鶴沢１及び２、太田１、大平１、２、３、下草ポンプ場計７か所のデジタル化に伴う監視装置更新工事、補助事業分として鶴巣鳥屋集会場前ポンプ場と、小鶴沢田町沢のマンホールポンプ設備更新工事及び吉岡南地内におけるマンホール浮上防止工事、令和２年度へ繰り越しました令和元年度工事で国道４号付近を含むマンホール浮上防止工事の完成払いに要したものであります。

357ページになります。

18節は宮城県が維持管理しております吉田川流域下水道建設負担金及び水道事業による洞堀橋水管更新工事に伴う下水道送水管の撤去にかかる負担金であります。

２款公債費１項１目元金償還は108件分。２目利子については127件の償還金支払い分でございます。なお、令和２年度末借入残高は、前年度より２億2,629万円減の34億6,624万4,000円となっております。

359ページお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額８億9,543万1,000円、歳出総額８億5,841万9,000円、歳入歳出差引額3,701万2,000円。翌年度へ繰り越すべき財源として、（２）繰越明許費繰越額595万円となり、実質収支額は3,106万2,000円となったものでございます。

以上であります。よろしくお願いします。

続きまして、議案書41ページをお願いします。

認定第10号　令和２年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第３項の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものであります。

決算書360ページ以降で説明させていただきます。あわせまして、成果に関する説明書141ページをご参照願います。

決算書364ページをお願いします。

事項別明細書。

歳入であります。

１款分担金及び負担金１項１目農業集落排水事業分担金は、関係地区の受益者分担金。１節は13件４名分で調定額どおりの収入。２節は収入済額８万円で収納率は22.9％となっております。

２款使用料及び手数料１項１目農業集落排水処理施設使用料１節につきましては収入済額926万5,931円で、収納率は98.9％。２節は収入済額２万6,294円で、収納率35.3％となっております。

３款繰入金１項、366ページになります、１目一般会計繰入金で２年度決算は4,914万8,000円で、歳入額全体に対する構成割合は72.1％となってございます。

４款繰越金は、前年度からの繰越金。

５款諸収入１項１目は町預金利子であります。

６款町債１項１目下水道債については、公営企業会計適用債でございます。

368ページをお願いします。

歳出であります。

１款農業集落排水事業費１項１目一般管理費につきましては、宮床クリーンセンターの管理費、マンホールポンプの維持管理等に要した経費であります。人件費を除き、主なものについて説明いたします。

７節はクリーンセンターからの排水路除草作業に要したもの。10節はクリーンセ

ンター及びマンホールポンプ場の電気料、消耗品代、マンホールポンプ場水位計及び無線監視装置、クリーンセンターのポンプ及び公用車等の修繕費などであります。11節は使用料、収納事務手数料、マンホールポンプ清掃点検作業などに要したもの。12節は処理場の運転業務、汚泥処理業務、使用料徴収業務、電気工作物保安管理業務に要したものでございます。18節は公営企業会計に向けた業務について公共下水道事業と併せ行いますことから、その農業集落排水事業の負担金及びマンホールポンプ場管理用電波利用料であります。

370ページお願いします。

２款公債費１項１目元金と２目利子については、それぞれ15件の償還分であります。なお、年度末借入残高は、前年より2,437万1,000円減の４億4,586万6,000円となっております。

372ページをお願いします。

実質収支に関する説明書であります。

歳入総額6,817万7,000円、歳出総額6,502万3,000円、歳入歳出差引額315万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額となってございます。

以上でございます。

続きまして、議案書42ページをお願いします。

認定第11号　令和２年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第３項の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書373ページ以降で説明させていただきます。あわせまして、成果に関する説明書142ページもご参照願います。

決算書377ページ、事項別明細書。

歳入であります。

１款分担金及び負担金１項１目合併処理浄化槽事業分担金は、新規設置５人槽３基、７人槽１基、合計４基分の設置者分担金であり、調定どおりの収入となってございます。

２款使用料及び手数料１項１目合併処理浄化槽使用料は、設置及び管理移行の403基に係る使用料収入であり、１節は収入済額1,209万7,063円で、収納率は99.4%。２節は収納率29.7%となっております。

３款国庫支出金１項１目合併処理浄化槽事業費国庫補助金は、新規設置工事に伴います国庫補助金であり、補助対象交付金基準額の３分の１の補助金４基分が収入済みとなっております。

379ページになります。

４款繰入金１項１目一般会計繰入金は、財源調整のための一般会計からの繰入れでございます。

５款繰越金は、前年度からの繰越金。

６款諸収入は、預金利子でございます。

７款町債１項１目下水道債は、浄化槽の整備に要しました財源の確保を図ったものでございます。

383ページ、歳出になります。

１款合併処理浄化槽費１項１目一般管理費につきましては、管理浄化槽403基の維持管理に要したもので、人件費を除き主なものについて説明させていただきます。

10節は事務事業に係る印刷製本費、浄化槽の修繕費などであります。11節は浄化槽の法定検査手数料など。12節は保守点検及び清掃業務委託料など。13節は浄化槽普及促進協議会における研修時の駐車代を予定しておりましたが、コロナ感染症に伴い中止となったため支出がなかったものでございます。18節は浄化槽普及促進協議会への負担金及び公会計移行支援業務の下水道事業への負担金であります。26節につきましては消費税及び地方消費税になります。

385ページになります。

２項合併処理浄化槽建設費につきましては、浄化槽設置事業に要した費用であります。

１目合併処理浄化槽建設費、２節から４節については人件費に係るもの。14節は４基の浄化槽設置に要したもので、その地区別の内訳は宮床地区５人槽１基、吉田地区５人槽２基、７人槽１基であります。18節は吉岡西部地区区域内の５人槽１基、７人槽１基、合計２基の整備に対します補助金であります。

２款公債費１項１目元金10件、２目利子15件の償還支払い分であります。なお、令和２年度末借入残高は、９万6,000円増の１億3,901万3,000円となっております。

387ページの、実質収支に関する説明書であります。

歳入総額6,917万2,000円、歳出総額5,338万4,000円、歳入歳出差引額1,578万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源として（２）繰越明許費繰越額、本年２月に発生しました福島県沖地震に伴う災害復旧分費で1,068万5,000円となり、実質収支額は

510万3,000円となったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

続きまして、議案書43ページをお願いします。

認定第12号　令和２年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方公営企業法第30条第４項の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書388ページからの決算報告書で説明させていただきます。事業の実施状況については、成果に関する説明書143ページ以降に記載しておりますので併せてご参照願います。

それでは、決算書388ページ、収益的収入及び支出であります。

これらは、いずれも消費税込みの記載となってございます。

収入です。

１款水道事業収益につきましては、決算額９億8,707万4,927円となり、前年対比で4.5％の減となっております。

内訳といたしまして、１項営業収益は７億5,939万3,285円で、1.7％減。２項営業外収益は12.8％減の２億2,752万9,686円となっております。営業収益が減となりました要因については、有収水量は伸びたものの口径の大きい企業等の水量が減ったことと、営業外収益が減となったことについてはリサーチパーク北地区の開発負担金の減に伴うものでございます。３項特別利益15万1,956円については、過年度分の手数料等であります。

続きまして、支出であります。

１款水道事業費用につきましては、決算額９億3,829万66円となり、前年対比1.3％減となっております。

内訳としまして、１項営業費用９億2,087万8,467円で、前年対比1.1％の減。２項営業外費用1,679万4,383円で、前年対比6.3％の減となっております。３項特別損失は61万7,216円となっており、不納欠損、開栓手数料２件２名、水道料金130件28名38万6,657円のほか、過年度分の還付などであります。営業費用については、資産減耗費が税抜きで1,874万9,516円の減となったことなど、営業外費用については支払い利息の減などによるものでございます。

以上の結果、税込みの収入支出差引額は4,878万4,861円となっております。

次に、390ページの資本的収入及び支出。

収入であります。

１款資本的収入決算額１億7,176万5,145円となっております。

１項企業債１億2,880万円のほか、２項出資金、３項負担金となっております。

次に、支出であります。

１款資本的支出、決算額３億5,438万8,107円で、前年対比26.9％増。

１項建設改良費２億9,029万1,164円で、前年対比42.3％の増となっており、本年度より鶴巣落合系送配水管強化工事及び松坂配水系管網強化整備工事に着手したことと、施設では吉田西部ポンプ場機械電気設備改修工事が主なものでございます。

そのほか、２項企業債償還金、３項国庫補助返還金で、以上の収支により資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億8,262万2,962円については、過年度分損益勘定留保資金から１億5,636万3,385円、消費税資本的収支調整額2,625万9,577円をもって補填いたしたものであります。

なお、６月定例議会の諸般の報告において説明させていただきました宮床地区子育て支援住宅事業に伴います消火栓設置工事について、地方公営企業法第26条の規定により繰越しいたしております。

次に、392ページの損益計算書であります。消費税抜きの金額となってございます。

内訳は、399ページからの明細で説明させていただきますので、概括的な説明とさせていただきます。

１、営業収益は６億9,192万1,435円で、前年対比2.5％の減。

２、営業費用は８億6,300万8,566円で、前年対比1.8％の減となっており、１億7,108万7,131円の営業損失となっております。

次に、営業外収益ですが、他会計補助金、開発負担金及び長期前受金戻入が主なもので、合計２億1,310万3,371円。

４、営業外費用は、支払利息の1,654万3,583円が主なものとなり、営業外収支は１億9,118万8,894円となり、営業収支については2,010万1,763円の経常利益となったものでございます。

５の特別利益及び６の特別損失を合わせました当年度純利益は1,964万2,147円となり、前年度繰越利益剰余金を合わせた当年度未処分利益剰余金は2,294万5,957円となったものであります。

次に、393ページ、剰余金計算書であります。

前段部分が前年度の状況を示しており、中段部分に当年度変動額として資本金、剰余金の変動額を記載してございます。当年度については、一般会計出資金1,216万

185円を受け入れ、資本金当年度末残高は32億3,371万3,016円となっております。

利益剰余金は、減債積立金に7,000万円を計上したことで未処分利益剰余金の年度末残高が2,294万5,957円となり、利益剰余金合計額を５億2,797万3,885円とし、資本金と剰余金を合わせた資本合計は37億8,458万6,150円となってございます。

395ページをお願いします。

剰余金処分計算書（案）でございます。

議案の議決を賜りました後の利益剰余金の処分方法をお示ししたものでございます。

未処分利益剰余金から2,000万円を減債積立金として積み立てることとし、次年度への繰越利益剰余金を294万5,957円といたすことについてお願いするものでございます。

次に、396ページの貸借対照表でございます。

資産の部、１、固定資産です。

（１）有形固定資産につきましては、土地、建物、構築物などで合計で59億289万1,086円、前年対比0.5%の増。

（２）無形固定資産は、電話加入権及びダム使用権で46万9,149円となります。

（３）投資その他の資産については、投資有価証券７億718万3,000円で、固定資産合計は、前年比0.4%増の66億1,054万3,235円となります。

２としまして、流動資産は、現金・預金、未収金などで６億2,573万3,189円となり、資産合計は72億3,627万6,424円で、前年比３％、２億786万6,895円の増となってございます。

397ページの負債の部でございます。

３、固定負債は、建設改良費等の財源に充てるための企業債で、９億5,877万4,087円となります。

４、流動負債、建設改良費等の財源に充てるための企業債、未払金、引当金、その他流動負債で、合計額３億2,641万798円となります。

５、繰延収益は、償却資産の取得に伴う補助金等をその収益額として計上しました長期前受金から、長期前受金を収益化しました長期前受金収益化累計額を差し引いた額で21億6,650万5,389円。

固定負債、流動負債、繰延収益を合計した負債合計は34億5,169万274円となっております。

次に、資本の部でございます。

６、資本金は、企業開始時の固有資本金、一般会計出資金など追加出資の繰入資本金、振替しました減債積立金、建設改良積立金等の組入れなどの資本金となります。合計で32億3,371万3,016円、前年比0.4％の増。

次に、７の剰余金の（１）資本剰余金については、工事負担金、他会計負担金、その他資本剰余金合計で2,289万9,249円。

（２）利益剰余金につきましては、各種積立金と当年度未処分利益剰余金合計で５億2,797万3,885円。剰余金合計は５億5,087万3,134円、資本合計37億8,458万6,150円、負債・資本合計は72億3,627万6,424円で、396ページ下段の資産合計と一致するものでございます。

次に、398ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。

１、営業活動によるキャッシュ・フローでございます。

企業活動により生み出されましたキャッシュ・フローで、当期純利益1,964万2,147円を計上いたし、非資金項目の調整については減価償却費、固定資産除却費、長期前受金戻入、賞与引当金等の増減額を計上しております。

営業による資産及び負債の増減でありますが、資産の増減については未収金等の増減を、負債の増減については未払金、前払金など流動資産の増減を計上してございます。

ほかに、受取利息及び配当金830万7,480円と起債償還分の支払利息1,654万3,583円を計上し、合わせまして営業活動によるキャッシュ・フロー合計２億1,198万7,750円となるものでございます。

２の投資活動によるキャッシュ・フローでございます。

将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状況を表すもので、建設改良費として２億6,403万1,587円を投資してございます。上記実施に係る収入4,296万5,145円は一般会計出資金などであります。

投資活動による資産の増減並びに負債の増減、投資有価証券の増減、有価証券売却に伴う収入を合わせました投資活動によるキャッシュ・フロー合計は１億737万8,740円となっております。

次に、３、財務活動によるキャッシュ・フローでございます。

増資、減資による資金の収入支出及び借入返済による収入支出など、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを表すものでございます。

企業債の発行及び償還分が財務活動によるキャッシュ・フローで、合計6,524万

6,989円となってございます。

資金増減額１億6,985万5,999円は、営業活動、投資活動、財務活動それぞれのキャッシュ・フローの合計額となるものでございます。資金期首残高４億453万9,355円と合わせた資金期末残高は５億7,439万5,354円となっております。

次に、399ページから401ページにかけての収益費用明細書であります。

消費税抜きの金額となってございます。

１款水道事業収益１項１目給水収益は、水道料金６億2,115万8,145円、過年度水道メーター使用料を合わせました収益は前年対比5.5％の減であります。

２目加入金については、前年対比17.7％減。

３目の営業収益１節はコードカバー、メーターカウンターなどの売却代。２節は設計審査手数料、開栓手数料など。３節は下水道使用料などの徴収業務受託料、消火栓維持管理料並びに昨年度新型コロナ感染症対策として実施しました基本料金の減免額相当の負担金でございます。

２項営業外収益であります。

１目他会計補助金は、一般会計補助金で基本水流の留保水量見合い分、簡易水道管理費などで、前年比2.5％の減となってございます。

２目受取利息及び配当金は、預金及び有価証券等の配当金。

３目開発負担金は、民間開発及びアパート建築などによるものでございます。

４目長期前受金戻入は、みなし償却制度の廃止によるものでございます。

５目雑収益は、配水管の第三者による漏水事故に伴う修繕益、東京電力の放射能検査費用、賠償金及び窓口におけるコピー代等でございます。

３項特別利益、過年度損益修正益を合わせました収益合計９億516万506円であり、前年度に比較いたしまして6.2％の減となってございます。

400ページ、費用でございます。

１款水道事業費用１項１目浄配水費の主なもので、１節から４節までは会計年度任用職員人の報酬、職員人件費でございます。８節は電話料、監視用テレメーターの専用回線料などであります。10節はメーター検針、水質検査、メーター交換業務委託等に要した費用でございます。13節は町内５か所のポンプ場における動力の電気料でございます。15節につきましては、各種水道施設の修繕に要した費用であります。16節は340万9,850立方メートルを宮城県大崎広域水道から受水しました料金で、前年対比8.9％の減となってございます。17節は水道料金調定システム、企業会計システムなどのシステム借り上げ料でございます。

401ページをお願いします。

２目総係費は運営管理に要する事務費で、１節は水道事業審議会の委員10名の報酬。２節は審議会委員の費用弁償と水道技術管理者資格取得のための職員旅費。３節は審議会用お茶代。４節は日本水道協会等への負担金であります。５節は水道庁舎の宿日直業務委託料。９節は配水管の水管橋添架による借り上げ料であります。

３目減価償却費は、建物、構築物、車両機械器具などの有形固定資産、電話加入権、ダム使用権の無形固定資産の本年度償却分でございます。

４目資産減耗費１節は棚卸資産の減耗費。２節は固定資産除却費で、公用車更新に伴うものでございます。

５目その他営業費用につきましては、コードカバー、メーターカウンターなどの貯蔵品の売却原価でございます。

２項営業外費用です。

１目支払利息は、企業債利息の支払い分。

２目有価証券売却損については、有価証券の買換えに伴うもの。

３目雑支出は、仮払い消費税及び地方消費税であります。

３項特別損失は、不納欠損及び過年度分の還付等であります。

費用合計は８億8,552万3,359円で、前年度対比1.7%減となってございます。

402ページをお願いします。

固定資産明細書であります。

（１）有形固定資産、土地、建物等種類別に整理しておりますが、合計で説明させていただきます。

当年度当初現在高が99億9,710万6,570円、当年度増加額２億9,102万1,587円、当年度減少額2,859万円で、当年度末現在高は102億5,953万8,157円となってございます。

当年度の増加は、鶴巣鳥屋、北目大崎配水管の布設替え、県道塩釜吉岡線拡幅工事に伴う移設工事等、鶴巣落合系送配水管布設工事並びに松坂管網強化工事など、機械及び装置は吉田西部ポンプ場機械電気設備更新工事による増加、車両及び器具については公用車購入に伴うもの、工具器具及び備品については水道庁舎の電話機器、建設仮勘定についてはわっぱ沢橋水管橋及び難波金取簡易水道施設の基本設計でございます。減少分については公用車買換えに伴うもの、仮勘定についてはきこり橋水管橋実施設計等完了に伴う本勘定へ振替を行ったことによる減でございます。年度末償却未済額高は59億289万1,086円となってございます。

次に、（２）無形固定資産明細でございます。

年度当初額50万860円に対しまして、ダム使用権の当年度償却額の減少により、年度末現在高は46万9,149円となってございます。

404ページであります。

重要な会計方針に係る事項に関する注記でございます。

１、資産の評価基準及び評価方法等、それぞれ記載の方法により実施しているものでございます。

405ページをお願いします。

企業債の明細書となってございます。

政府資金については、平成５年３月から平成31年３月までのそれぞれ発行の21件、公営企業金融公庫については平成13年３月から令和３年３月までの20件、民間資金については１件で、種類別、発行年月日順に整理いたしておりますので、お目通しをお願いします。

以上でございます。よろしくお願いします。

議　　長　（髙平聡雄君）

以上で、説明を終わります。

暫時休憩します。

再開は、午後１時からとします。

午前１１時５３分　　休　憩

午後　０時５９分　　再　開

議　　長　（髙平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１３「報告第１５号　令和２年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

議　　長　（髙平聡雄君）

日程第13、報告第15号　令和２年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長　（菊地康弘君）

午後もよろしくお願いいたします。

それでは、議案書44ページをお願いいたします。

報告第15号　令和２年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、ご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定によりまして、令和２年度決算に基づきます健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、別添の監査委員の意見を付しましてご報告申し上げます。

この健全化比率の算定対象につきましては、町で管理しております公営企業を含む全ての会計及び関係する一部事務組合分も含めまして比率を算定するものでございます。

ページの中ほどの１、健全化判断比率をご覧ください。

表の左側に、実質赤字比率から縦に全部で４つの項目がございます。その１つ右側の列が本町の令和２年度決算であります。その右には、早期健全化基準がございまして、この下に記載されております数値を超えますと、いわゆる黄色信号となりまして、さらに一番右側の財政再生基準、この数字を超えますと赤信号に該当してまいります。

表の左の１番目と２番目の実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、２年度は赤字がございませんので、ハイフンの表示となりまして黒字決算という状況でございます。

３段目の実質公債費比率につきましては、0.8％と記載されておりますが、この数値が低いほど健全ということになります。前年度が1.0％でしたのでより健全という状況でございます。

最後の将来負担比率につきましては、将来負担額に対しまして充当可能財源等が上回っておりまして、こちらは平成25年度以降ハイフン表示となっております。

次に、２番の資金不足比率でございますが、本町の場合、左側に記載の水道事業会計のほか３会計が対象となりますが、いずれも資金不足は生じていない状況でございますのでハイフンの表示となっております。

なお、別冊で用意いたしました令和２年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率に関する説明資料に、算定方法等を記載いたしておりますのでご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（髙平聡雄君）

以上で、報告第15号を終わります。

続きまして、令和２年度大和町歳入歳出決算審査並びに令和２年度財政健全化診査及び経営健全化審査の報告を監査委員に求めます。代表監査委員櫻井貴子さん。

代表監査委員　（櫻井貴子君）

監査委員の櫻井貴子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今野信一監査委員とともに審査をいたしました令和２年度大和町歳入歳出決算の審査結果につきまして、代表いたしましてご報告させていただきます。

お手元に配付してございます審査意見書に従いましてご報告させていただきます。

１ページをお願いいたします。

令和２年度大和町歳入歳出決算の審査結果につきましてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第２項、第241条第５項及び地方公営企業法第30条第２項の規定によりまして、審査に付されました令和２年度一般会計、各種特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに令和２年度基金運用状況報告書を審査いたしましたので、ご報告いたします。

２ページをお願いいたします。

第１、審査の対象といたしましたのは、令和２年度大和町一般会計決算並びに国民健康保険事業勘定特別会計決算のから戸別合併処理浄化槽特別会計決算までの10の特別会計と、大和町水道事業会計決算でございます。

第２、審査の期間でございますが、一般会計決算につきましては７月５日から８月６日までのうちの19日間、各種特別会計決算につきましては７月６日から７月29日までのうちの５日間、各種基金運用状況につきましては７月５日から７月29日までのうちの５日間、財産に関する調書につきましては７月６日、水道事業会計決算につきましては８月３日に審査いたしました。

第３、審査の結果でございますが、審査に付されました令和２年度各種会計決算につきましては、決算計数に誤りはなく、歳入確保の努力、歳出の効率性が保持され、書類も整備されており、会計経理につきましては全般的に見て妥当と認定いたしました。

続きまして、第４、決算の概要と意見の総括でございますが、水道事業会計を除く一般会計と10の特別会計で見ますと、歳入につきましては、予算現額236億3,906万

8,000円、調定額239億5,298万5,732円に対しまして、収入済額は234億5,167万5,152円となっており、予算対比99.21％、調定対比97.91％の収入割合でございました。一般会計の収入済額176億5,638万5,920円のうち、町税の占める割合は34.53％で、前年度対比6.24％増の60億9,681万2,000円となっており、平成30年度以来の60億円台となりました。これは、新型コロナウイルス感染症が拡大しているさなかにおきましても、半導体産業などが好調で、法人町民税が増加したことなどによるものであります。

また、不納欠損として認定いたしました2,257万3,993円につきましては、いずれも合法的な手続が取られておりますので、やむを得ないものと認めました。

その結果、収入未済額は４億7,873万6,587円となりました。

４ページ、中段をお願いいたします。

また、地方交付税は、普通交付税が前年度に引き続き３年連続の不交付団体となりましたが、特別交付税は徐融雪業務等に要する費用などが減少したものの、震災復興特別交付税は復興特区の減免が増加したことにより11億764万8,000円となりました。

財源確保のための繰入金は、財政調整基金及びふるさと応援基金等からの収入額減により、前年度対比5.3％減の８億5,155万4,000円となっております。

また、財政調整基金をはじめとする積立基金残高は２億3,035万4,000円増の56億25万1,000円となってございますが、各種施設の維持管理などに要する経費が見込まれますことから、財源の重点的かつ効率的配分を念頭に、各種事業の遂行に全力を尽くされますとともに、経費の節減、合理化にさらなる努力が望まれます。

令和２年度会計は、一般会計と10の特別会計で、歳入予算総額236億3,906万8,000円、調定額239億5,298万6,000円に対しまして収入済額は234億5,167万5,000円で、予算対比99.21％、調定対比97.91％となります。

続きまして、歳出でございますが、支出済額222億196万202円で、予算現額に対する執行率は93.92％となっております。また、一般会計の繰越明許費といたしまして５億6,527万円が令和３年度へ繰り越されております。これは主に、台風19号被害による道路、河川等の復旧事業及び子育て支援住宅造成工事、悟渓寺橋の橋梁補修工事に関しましては河川管理者との協議に時間を要したものや、入札不調に伴うものであり、やむを得ないと認めました。

また、不用額につきましては、財源配分に影響を与え、予算の編成や住民サービスの提供を妨げる要因となる可能性が考えられますことから、執行管理に留意されるよう助言したところでございます。

以上によりまして、令和２年度決算につきましては、各課における事業につきまし

ても計画的に施行され成果を得られておりますことから、一般会計、特別会計ともに適正に執行されたものと認めました。

次に、令和２年度町債現在高につきまして、５ページ中段の表をご覧願います。

町債現在高は、前年度に比較して普通会計で１億9,675万円減、下水道事業会計で２億2,629万円の減、農業集落排水事業会計で2,437万1,000円の減、戸別合併処理浄化槽会計につきましては元金償還が少額のため９万5,000円の増、水道事業会計で6,527万7,000円の増となっております。

本町の実質公債費比率につきましては0.8％になっており、良好な比率でございます。

全会計を合計した残高は、前年度より３億8,206万8,000円の減となり、総額では105億879万8,000円になっております。町債の償還は、後年度の義務的経費の増加を招きますので、長期的視点に立った財政見通し並びに償還計画に沿った中での運用に、なお一層留意をお願いしたいと思います。

次の、２）一般会計の財政の概要からにつきましては、大変恐れ入りますが皆様にお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、財政健全化等の審査につきましての意見でございます。

39ページをお願いいたします。

令和２年度財政健全化審査及び経営健全化審査の結果につきまして、ご報告いたします。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第３条及び第22条の規定によりまして、審査に付されました令和２年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について審査いたしましたので、ご報告いたします。

40ページをお願いいたします。

審査の概要でございますが、この審査は町長から提出されました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となります事項を記載いたしました書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査結果の総合意見でございますが、審査に付されました下記健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となります事項を記載いたしました書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

具体的比率につきましては、下記の表のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、個別意見でございますが、41ページでございます。

①実質赤字比率につきましては、令和２年度の決算は黒字となっており、実質赤字比率には該当いたしません。その黒字の比率は10.35％と適正な比率となっております。

②連結実質赤字比率につきましても黒字となっており、連結実質赤字比率には該当いたしません。その黒字の比率は16.92％と適正な比率となっております。

③実質公債費比率についてでございますが、令和２年度の実質公債費比率につきましては0.8％となっており、早期健全化基準の25.0％を下回り、良好な比率となってございます。

④将来負担比率につきましては該当なしとなりなっており、前年度同様に良好であります。

⑤資金不足比率についてでございますが、令和２年度は水道事業会計が３億6,275万4,000円、下水道事業特別会計が2,970万9,000円、農業集落排水事業特別会計が315万3,000円、戸別合併処理浄化槽特別会計が510万3,000円の資金余剰額があり、資金不足比率には該当いたしません。資金不足の状況にはなく、良好な状態にあると認められます。

以上のことから、指摘する事項はなく、改善を要する事項はございません。

以上で、報告を終わります。どうぞ、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議　　長　（髙平聡雄君）

ただいま監査委員から報告をいただきました。

監査委員報告についての質疑は、決算特別委員会の最終日に行う予定となっておりますので、ご了承願います。

決算特別委員会の設置について

議　　長　（髙平聡雄君）

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第１号から認定第12号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、認定第１号から認定第12号までの各種会計歳入歳出決算については、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ただいま決算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後　１時２３分　　休　憩

午後　１時２３分　　再　開

議　　長　（髙平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告します。委員長に今野善行議員、副委員長に馬場良勝議員が選任されました。

お諮りします。

決算特別委員会による決算審査及び議事の都合により、９月14日から９月21日までの８日間本会議を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、９月14日から９月21日までの８日間を休会することに決定いたしました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、９月22日の決算特別委員会終了後とします。

大変ご苦労さまでした。

午後　１時２５分　　延　　会